

所沢市環境にやさしい電力の調達に係る方針における評価基準について

所沢市環境にやさしい電力の調達に係る方針第4条第2項に基づき、令和3年度の電力調達における環境評価項目に係る基準を次のとおり定める。

環境評価項目	評価基準
1．1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(調整後) ¹	0.390kg-CO ₂ /kWh以下
2．未利用エネルギーの活用率(%) ²	35%以上
3．再生可能エネルギーの利用率(%) ³	40%以上
4．地産率(%) ⁴	60%以上

1 令和元年度の1kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、次の数値とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度実績の二酸化炭素排出係数。ただし、上記公表による令和元年度実績の二酸化炭素排出係数がない小売電気事業者については、当該小売電気事業者が令和元年4月1日以降に環境報告書等で開示した二酸化炭素排出係数又は令和3年度供給計画による二酸化炭素排出係数を代替値として申請することができることとする。

2 - 1 未利用エネルギーの活用率とは、令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力の活用状況をいい、以下の算定式によるものとする。ただし、令和元年度実績の未利用エネルギーの活用率がない小売電気事業者については、令和3年度供給計画による未利用エネルギーの活用率を代替値として申請することができることとする。

(算定方式)

$$\text{令和元年度の未利用エネルギーの活用率(\%)} = \frac{\text{令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)}}{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)

令和元年度の供給電力量(需要端)(kWh)

2 - 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

工場等の廃熱又は排圧

廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

高炉ガス又は副生ガス

2 - 3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

2 - 4 未利用エネルギーの活用率は、再生可能エネルギー利用率に係る評価基準値（バイオマス発電に限る。）の超過分を当該評価基準値より減じることができる。

3 - 1 再生可能エネルギーの利用率は以下の算定式によるものとする。ただし、令和元年度実績の再生可能エネルギーの利用率がない小売電気事業者については、令和3年度供給計画による再生可能エネルギーの利用率を代替値として申請することができることとする。

（算定方式）

$$\text{令和元年度の再生可能エネルギーの利用率(\%)} = \frac{\quad + \quad + \quad +}{\quad} \times 100$$

令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））

令和元年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端（kWh））（太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を含む。）

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）

令和元年度の供給電力量（需要端（kWh））

3 - 2 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

3 - 3 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量（ + + + ）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

3 - 4 令和元年度の供給電力量（ ）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

4 - 1 地産率とは、令和元年度の埼玉県内発電所による発電電力の活用状況をいい、以下の算定式によるものとする。ただし、令和元年度実績の地産率がない小売電気事業者については、令和3年度供給計画による地産率を代替値として申請することができることとする。

（算定方式）

$$\text{令和元年度の地産率(\%)} = \frac{\quad}{\quad} \times 100$$

令和元年度の埼玉県内の発電所で発電した電気の供給電力量（送電端）(kWh)

令和元年度の供給電力量（需要端）(kWh)